

旭川市告示第407号

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（条例第35条第1項の規定による給与所得に係る個人の市民税の特別徴収及び条例第42条の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関するものを除く。）で、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長する。

令和8年8月26日

旭川市長 今 津 寛 介



都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

（問合せ先）

行財政改革部税制課税制係

電話 0166-25-5604